

# 学生表彰事業（課外活動等） 実施要領

2022年12月8日制定

## (事業の目的)

### 第1条

本事業は、学生の学習意欲の向上および課外活動や社会貢献活動・SDG s 活動を通じたバランスの取れた人格形成を育む気風の醸成を図ることによって、優れた学生の輩出、ひいては大阪公立大学の発展に繋げることを目的とする。

## (事業の内容)

### 第2条

本事業は、下記の課外活動や難関な資格試験等において顕著に優秀な成績を収めた場合、または、SDG s 活動やボランティア活動、地域貢献等において優れた活動実績が認められた場合に、学生（学部・学域・大学院）個人または学生で構成される団体を表彰する。

#### A) 優秀課外活動賞

課外活動において顕著に優秀な成績を収めた団体または個人に学長表彰（特別賞）、最優秀課外活動賞、優秀課外活動賞、新人賞を授与する。

#### b) 資格試験等優秀成績賞

次の資格試験に合格した者に資格試験等優秀成績賞を授与する。

- ① 国家公務員採用総合職試験
- ② 公認会計士試験（論文式）
- ③ 税理士試験（一部科目合格者を除く）
- ④ 実用英語技能検定試験1級 あるいは TOEIC 900 点以上
- ⑤ 日本商工会議所簿記検定試験1級
- ⑥ 司法試験（論文式）
- ⑦ その他教育後援会が認めたもの

#### C) 大阪公立大学SDG s 賞

- ① SDG s 活動やボランティア活動・地域貢献等において社会に資する顕著な活動実績が認められ、他の学生の模範となった団体または個人に大阪公立大学SDG s 賞を授与する。

## (受賞者の選出)

### 第3条

受賞者の定数および受賞者は、学生支援委員会において審議して決定する。

#### (表彰対象となる成績等を収めた期間)

- (1) 各年の1月1日～12月31日の期間に行われたものとする。

#### (募集方法)

- (2) 受賞候補者の募集は、教育後援会ホームページ等に掲載することおよび大学学生ポータルサイトへ掲載することによって行う。

#### (事業の費用)

- (3) 本表彰事業に要する費用は、当該年度の教育後援会評議員会において決定される表彰事業予算の範囲内で、第6条で定める副賞を勘案して教育後援会が決定する。

**(受賞回数の制限)**

(4) 個人の同一部門における受賞回数は、原則として1回限りとする。なお、団体の受賞回数は、特に制限を設けない。

**(受賞者の決定および公表)**

**第4条**

教育後援会は表彰受賞者を決定した後、教育後援会ホームページ等に選考結果を掲載発表する。

**(受賞者の表彰)**

**第5条**

表彰式典を開催し、大学（学長）と教育後援会（会長）が表彰する。  
また、受賞者に表彰状と副賞を授与する。

**(本実施要領の改廃)**

**第6条**

本実施要領の改廃は、教育後援会運営理事会および学長の承認を得る。

附則

この規定は、2022年12月8日から施行する。